

研究委員会内規

制定：2016年10月8日
最終改正：2018年5月13日

1 総則

本内規は、日本図書館情報学会規約第12条に基づき、研究委員会（以下、「本委員会」という）の運営に関して定める。

2 使命

本委員会は、会員が研究成果を発表する場を提供し、会員相互のオープンな学術的議論に資するとともに、図書館情報学の研究促進活動を行うものとする。

3 活動

本委員会は以下の活動を行う。

- (1) 研究集会（研究大会・春季研究集会）の開催・運営を統括する。
- (2) 研究集会において、研究発表の募集・受付・プログラムの作成を行う。
- (3) 研究集会において、司会を担当する。
- (4) 研究集会における優秀発表奨励賞の選考・授与を行う。
- (5) 研究大会において、シンポジウムを企画・実施する。
- (6) 図書館情報学に関わる研究書の編集・刊行を行う。
- (7) 研究助成の募集・審査を行う。

4 構成

- (1) 本委員会は委員長1名、および10名以内の委員から構成される。
- (2) 委員長は、常任理事の中から会長がこれを指名し、理事会の承認を経るものとする。
- (3) 委員は、会員の中から委員長がこれを常任理事会に推薦し、常任理事会の承認を経るものとする。
- (4) 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。ただし、委員長に事故あるときは、予め委員長が委員から指名した委員長代理がその任にあたる。

5 任期

- (1) 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。
- (2) 委員に欠員が生じた場合、4(3)の手續に基づき委員を補充することができる。

後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。

6 委員会の開催

本委員会は年 2 回以上を目途に開催する。また電子メールによる審議を行うことができる。

7 改廃

本内規の改廃については、本委員会の議を経て、常任理事会によって審議・承認されるものとする。

付則 本内規は、2016 年 10 月 8 日から施行する。

付則 本内規は、2018 年 5 月 13 日から施行する。